

宮城県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、私立高等学校等（以下「高等学校等」という。）の生徒等の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資するため、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の代理受給を実施する高等学校等を設置する学校法人等（以下「学校法人等」という。）に対し、予算の範囲内において、宮城県私立高等学校等学び直し支援金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて（令和6年4月1日文部科学省初等中等教育局長決定）（以下「取扱通知」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「高等学校等」とは、高等学校、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程又は各種学校であって国家資格者養成施設等の指定を受けているものをいうものとする。

(交付対象経費及び補助金の額)

第3 交付対象経費は支給対象高等学校等の授業料とし、その額は、その初日において当該支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、一月につき、当該支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が取扱通知で定める支給限度額を超える場合には、支給限度額）とする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

(交付の変更)

第5 学校設置者は、第3の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第3号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、規則第15条ただし書の規定に基づき概算払により交付することがある。

2 概算払で交付を受けようとする者は、別記様式第4号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8 規則第17条第2項の規定により、学校法人等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の交付に関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年6月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間については、第2条第1項第8号の規定は適用しない。
- 3 学び直し支援金の支給を受ける生徒のうち、宮城県私立高等学校等臨時支援金交付要綱（以下「臨時支援金交付要綱」という。）第3条第1項の規定による臨時支援金の支給対象となる期間がある場合には、第2条第3項及び第4項の額に、法第3条第2項第3号の適用を受けずに就学支援金が支給されると仮定した場合に当該期間に支給されることとなる額（以下「学び直し臨時措置」という。）を加えた額を、第2条第3項及び第4項に規定するに規定する学び直し支援金の額とする。
- 4 学び直し臨時措置の支給対象となる期間がある支給対象者には、臨時支援金交付要綱第3条第1

項に規定する臨時支援金は支給しないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月23日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

様式第1号 (第3条関係)

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

法人等所在地	
法人等名	
代表者名	

令和 年度宮城県私立高等学校等学び直し支援金交付申請書

このことについて、下記のとおり交付されるよう、宮城県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第3の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付対象期間 令和 年 月 ～ 令和 年 月
2 交付申請額 円
(※内訳は、別紙のとおり)

〔担当者所属： 〕
〔担当者氏名： 〕
〔電話番号： 〕
〔電子メール： 〕

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

法人等所在地
法 人 等 名
代 表 者 名

令和 年度宮城県私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度私立高等学校等学び直し支援金について、下記のとおり変更して下さるよう、私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第 4 の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|------------|-----------------|--------------|
| 1 交付対象期間 | 令和 年 月 ～ 令和 年 月 | |
| 2 既交付決定額 | _____円 | |
| 3 変更交付申請額 | _____円 | (※内訳は別紙のとおり) |
| 4 差額 (3－2) | _____円 | |

〔担当者所属： 〕
〔担当者氏名： 〕
〔電 話 番 号： 〕
〔電子メール： 〕

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

法人等所在地
法 人 等 名
代 表 者 名

令和 年度宮城県私立高等学校等学び直し支援金に係る実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度私立高等学校等学び直し支援金の実績について、私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 交付対象期間 | 令和 年 月 ～ 令和 年 月 |
| 2 交付決定額 | _____円 |
| 3 実績額 | _____円（※内訳は別紙のとおり） |
| 4 不用額（2－3）
（不足額） | _____円 |

〔担当者所属： 〕
〔担当者氏名： 〕
〔電話番号： 〕
〔電子メール： 〕

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

法人等所在地
法 人 等 名
代 表 者 名

令和 年度宮城県私立高等学校等学び直し支援金概算払請求書

令和 年度宮城県私立高等学校等学び直し支援金県の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 概算払が必要な理由

2 請求金額 一金 円

ただし、令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号に基づく学び直し支援金として

（内訳）学校名 ① （ ） 円
② （ ） 円

口座振替

交付決定額		
内 訳	既受領額	
	今回請求額	
	残 額	

銀行名	
預金種類	
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

〔担当者所属： 〕
〔担当者氏名： 〕
〔電話番号： 〕
〔電子メール： 〕